

# 新宿剣友会会則

## 第1章 総則

(称号)

第1条 本会は新宿剣友会とする。

(目的)

第2条 本会は剣道の修練を通じ青少年の心身を鍛錬し、会員相互の親睦を深め、明るい地域社会を形成するとともに、本会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ① 本会で企画運営する各種の事業（遠征、稽古会、自然学習、夏季学習、寒稽古、納会）。
- ② 都区剣道大会、友好剣友会、招待試合への参加。
- ③ その他、必要と認められる事業。

## 第2章 会則

(会員)

第4条 本会の会員は年齢・性別に関わらず、第2条の目的に賛同し所定の手続きにて入会したものとする。本会の入会は入会申込書に必要事項を記入の上、別に定める入会金千円を添えて会長に申し込む。ただし、幼児、小学生、中学生の入会においては保護者の同意を必要とする。

第4条-2 他の剣道団体に所属し、第2条の目的に賛同した会長推薦の剣道指導者を準会員とすることができる。

第5条 本会の会員は別に定める会費を納入するものとする。

(役員を選任、任期)

第6条 本会には次の役員（任期2年）をおくことができる。ただし再任を妨げない。なお、父兄役員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

役職	人数	選任方法
① 会長	1名	総会の承認を得て選任する。
② 副会長 ③ 総務部 ④ 指導部 ⑤ 事業部 ⑥ 財務部 ⑦ 会計監査 ⑧ 広報	若干名 2名 2名 2名 2名 2名 若干名	会長の推薦により、総会の承認を得て選任する。
⑨ 理事	若干名	会長推薦と、役員会の承認をもっておくことができる。
⑩ 名誉会長 ⑪ 顧問 ⑫ 相談役		役員会の承認を得て選任する。

(所在地)

第7条 本会の所在地は、会長宅に置く。「東京都葛飾区柴又●-●-●」

(職務)

第8条 第6条に定める役員の職務は、以下の通りとする。

- ① 会長は、会を代表し、会務を総括する。
- ② 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長職を代行する。
- ③ 総務は、各役員と連携を図るとともに、入会、休会、退会を明確にし、常に会員数の掌握に努め、庶務一般事項を処理する。
- ④ 指導部は、会員指導に当たるとともに、各剣道大会並びに招待試合等の選手団を編成する。
- ⑤ 事業部は、各事業計画を立案し、役員会に諮る。また、大会実行委員会を組織し、運営にあたる。

- ⑥ 財務部は、会費、寄付金、スポーツ保険等の出納事務、収支決算等の会計事務を担当する。また、会計年度は3月1日から2月末日迄とする。
- ⑦ 会計監査は、会計並びに会計業務を監査する。
- ⑧ 広報は、広報誌フレンドタイムスの編集・発行・配布を行う。
- ⑨ 新宿剣友会役員会は、上記の①～⑧の役職をもって組織する。決定事項は役員会の過半数の賛意を必要とする。
- ⑩ 新宿剣友会創立記念大会実行委員の設立にあたっては、大会を円滑に開催するために全会員父兄は協力して運営にあたる。

(会議)

第9条 本会は以下の会議を開催し、議案について審議決定する。尚、各会の議長は会長があたる。

	会議	開催時期	審議内容
①	定期総会	毎年度末	年度事業報告、決算報告 次年度事業計画案、 予算案、その他
②	臨時総会	会長または役員会が必要と認めた場合	必要事項
③	役員会	適時	必要事項

(休会・大会)

第10条 休会並びに退会を希望する会員は書面をもって会長に届け出る。

- ① 休会の期間は申し出が行われた期日から起算して6ヵ月以内とする。
- ② 休会中は会費は発生しないが会員名簿にはのせることとする。

(後援会)

第11条 年少者の保護者及び有志を以て「新宿剣友会後援会」を結成し本会に協力するものとする。

- ① 会則は別に定める。
- ② 高校生以上の父兄はOB、OG、父兄会に移行し、本会に協力するものとする。

(慶弔費)

第12条 慶弔規定は別に定める。

(会則の厳守)

第13条 本会の会員は会則を厳守するとともに、会員たる自覚と誇りをもって行動するものとする。

(会則の改廃)

第14条 本会の会則の改廃に当たっては、総会に出席する過半数の賛意を必要とする。

平成19年3月12日 改正  
 平成22年5月29日 改正  
 平成23年2月26日 改正  
 第10条②  
 平成29年3月31日 改正  
 第10条②  
 令和2年3月27日 改正  
 第4条-2